

奈良県子ども読書活動推進会議の公開に関する取扱い

1 目的

この取扱いは、奈良県子ども読書活動推進会議（以下「会議」という。）及び会議録等の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

2 会議の公開又は非公開

会議は原則として公開とする。ただし、会議が次のいずれかに該当するときは、公開しないことができる。

- (1) 奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）第7条各号のいずれかに該当する情報と認められる事項について審議等を行う場合。
- (2) 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合。

3 公開又は非公開の決定方法

- (1) 会議の公開又は非公開は、2の基準に基づき、会議に諮って決定する。
- (2) 会議を非公開とした場合は、その理由を奈良県のホームページへの掲載等により、明らかにするものとする。

4 会議開催の周知

- (1) 会議を開催するに当たっては、原則として当該会議の開催日の1週間前までに、奈良県のホームページへの掲載等の適切な方法により、次のアからオを、県民に周知するよう努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じ、周知する時間的余裕がないときは、この限りではない。
 - ア 開催の日時及び場所
 - イ 会議の議題
 - ウ 傍聴者の定員及び傍聴の手続
 - エ 問い合わせ先
 - オ その他必要な事項
- (2) 4(1)のアからエの様式は、庶務に一任する。
- (3) 4(1)のオ「その他必要な事項」は、議長に一任する。

5 公開の方法

- (1) 会議の公開は、傍聴により行うものとする。
- (2) 傍聴に係る手續及び遵守事項等について規定した「奈良県子ども読書活動推進会議傍聴要領」を、別紙のとおり定める。

6 会議録等の公開

(1) 会議を公開とした場合

- ア 「議事録」を奈良県のホームページに掲載する。
- イ 「議事録」の原本を事務局において、一般の閲覧に供する。
- ウ 「議事録」の様式については、庶務に一任する。

(2) 会議を非公開とした場合

- ア 「会議の概要」を奈良県のホームページに掲載する。
- イ 「会議の概要」の原本を事務局において、一般の閲覧に供する。
- ウ 「会議の概要」には、非公開の理由を明記する。
- エ 「会議の概要」の作成については、議長に一任する。
- オ 「会議の概要」の様式については、庶務に一任する。
- カ 「議事録」については、会議を非公開とした場合においても作成するが、公表しない。

7 専門部会の公開

専門部会及び専門部会の会議録の公開についても、この取扱いを準用する。この場合において、取扱い中、「会議」とあるのは「専門部会」と、「議長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

8 雜則

この取扱いに定めるもののほか、公開に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この取扱いは、平成22年7月29日から施行する。